

## 学校伝染病の取扱いについてのお願い

下記学校伝染病にかかった場合は、学校保健法で出席停止になり、幼稚園への出席はできません。登園の際は、下記医師の証明を担任までお届け下さい。

## 学校伝染病（第一種・第二種） 法定伝染病

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過してから
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、のどの痛み、眼の充血などの主な症状がなくなって2日を経過してから
麻疹 (はしか)	体温が平熱になり3日を経過してから
風疹 (3日はしか)	発疹が消えてから
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、全身状態が良好になったら
流行性角結膜炎 (はやり目)	眼の充血症状が治まり、医師が感染の恐れがないと認めてから

この他にも、急性出血性結膜炎・ポリオ・結核・腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111など)・日本脳炎・侵襲性髄膜炎菌感染症などがあります。

## 登園許可証

クラス

園児氏名

学校伝染病（ ）は治癒しましたので

月 日より登園を許可します。

令和 年 月 日

医師名

印